



—湾岸・アラビア半島地域ニュース—

サウジアラビア：国王令による出版法の改正

(30日付現地各紙)

4月29日に国王令が発出され、出版法の一部改正が行われた。改正事項は以下の通り。

1. 出版責任者による批評は客観的なものでなければならない。
2. イスラム法（シャリーア）やイスラム事項に反する内容のものの出版を禁ずる。
3. 宗教関係者（ウラマー）に対する誹謗・中傷や個人的攻撃を行ってはならない。
4. 国民間の不和を増長し、また公序良俗を害する行為は行ってはならない。
5. 違反行為について審査する2委員会を設置する。
6. 違反行為があった場合、違反者の事務所は一時的ないし全面的に閉鎖されるとともに、「お詫び」の通報を行う。
7. 違反者については全ての新聞・書籍での執筆活動を禁じる。
8. 公安・公益を害する行為や外国の利益に基づく内容については出版を慎む。
9. 違反者に対しては最大50万サウジリヤル（約13万ドル）の罰金が科せられる。
10. 2委員会（上記5）が報道全般について責務を負う。
11. サウジ国外で報道に関する違反行為を行ったサウジ人についても本出版法が適用される。